

〈電気のご契約のご案内〉 必ずご確認ください!!

お客さまとの電気需給契約につきましては、電気供給条件・需給契約条件・特定小売供給約款・要綱の定めるところによります。詳細な内容は、営業所のほか、当社ホームページ (<https://www.kyuden.co.jp>) でもご確認ください。

なお、当社とのご契約に伴う個人情報の取扱いについては、「当社の個人情報の取扱いについて」 (https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html) でご確認ください。

電気事業法に基づき当社の供給条件等の説明です。大切に保管ください。

●料金プラン (ご希望の料金プランを選択ください)

電化でナイト・セレクト

・契約電力：0.5～50kW未満

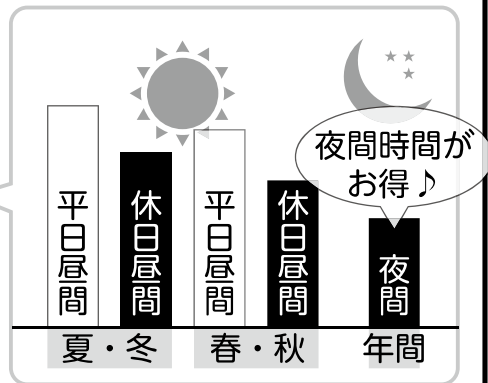
・契約電力決定方法：実量制 (P3をご確認ください。)

<料金プランの特徴>

※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

- ◆ 夜間や休日がお得なプランです♪
- ◆ 「平日」よりも「休日」、「昼間」よりも「夜間」のご使用量が多いお客さま向けです♪
- ◆ お客さまのライフスタイルにあわせて、夜間時間帯が選択 (3パターン) できます♪

区分		単位	単価(税込)	
基本料金	契約電力が10kW以下の場合	1契約	1,888円80銭	
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	4,758円20銭
		15kW超過分	1kW	573円88銭
電力量料金	平日昼間	夏・冬	1kWh	27円63銭
		春・秋	1kWh	24円74銭
	休日昼間	夏・冬	1kWh	22円01銭
		春・秋	1kWh	18円61銭
	夜間		1kWh	14円59銭



※ 【春・秋】 3/1～6/30、10/1～11/30 【夏・冬】 7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)
【平日】 休日以外の日 【休日】 土、日、祝日、1/2、1/3、4/30、5/1、5/2、12/30、12/31

◇ 帰宅時間や起床時間など、自分のライフスタイルにあった夜間時間帯が選べます

※ご希望がない場合の夜間時間帯は、②22時～翌朝8時とさせていただきます。



【電気給湯器をお持ちのお客さまへ】

電気給湯器の通電時間によっては割高な昼間時間帯に通電する可能性があるため、事前に通電時間の設定をご確認ください。

おひさま昼トクプラン

- ・契約電力：0.5～50kW未満
- ・契約電力決定方法：実量制 (P3をご確認ください。)

<料金プランの特徴>

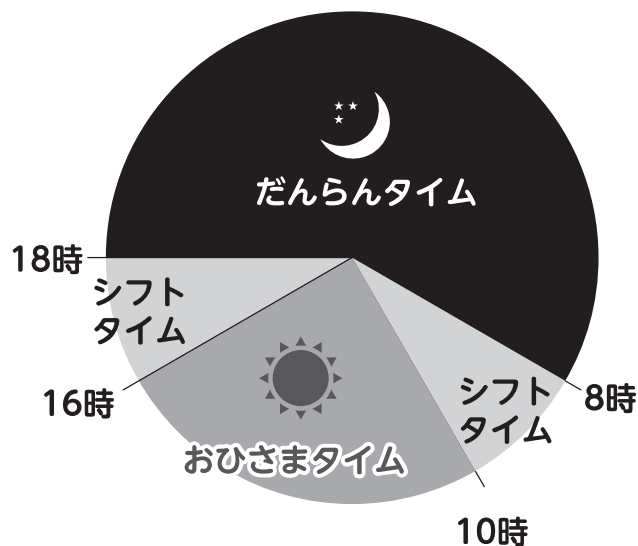
※契約設備電力の設定が必要になります。
主開閉器または負荷設備をご選択ください。

- ◆ 太陽光発電からの供給量が多くなるおひさまタイムが割安なプランです♪ (太陽光発電からの供給量が少なくなり、需要が多くなるシフトタイムは割高となります。)
- ◆ エコキュート、蓄電池、または電気自動車をお使いで、当該機器により電気のご使用をおひさまタイムへ移行できるお客さまが対象です♪

区 分		単位	単価(税込)	
基本料金	契約電力が10kW以下の場合	1契約	1,888円80銭	
	契約電力が10kWをこえる場合	15kWまで	1契約	4,758円20銭
		15kW超過分	1kW	573円88銭
電力量料金	おひさまタイム 【10時～16時】	夏・冬	1kWh	13円47銭
		春・秋	1kWh	12円37銭
	シフトタイム 【8時～10時、16時～18時】	夏・冬	1kWh	35円02銭
		春・秋	1kWh	31円84銭
	だんらんタイム 【18時～翌朝8時】	1kWh	18円37銭	

※ 【春・秋】 3/1～6/30、10/1～11/30 【夏・冬】 7/1～9/30、12/1～2/28 (閏年の場合は、2/29)

時間区分イメージ



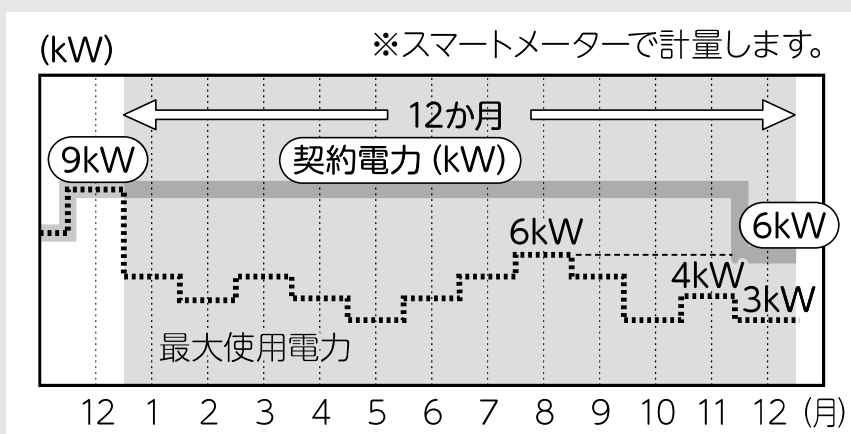
エコキュート、蓄電池、電気自動車により電気のご使用をおひさまタイムへ移行しない場合は、お客さまのご使用状況によっては、このメニューにご加入されると、電気料金が高くなる可能性があります。

【太陽光発電を保有しているお客さまへ】

「エコキュート」「EV」「蓄電池」のおひさまタイムへの負荷移行により、売電収入が減少する場合があります。そのため、実際の電気料金は、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、試算でおトクになる場合でも、おひさま昼トクプランのご加入によりおトクにならない場合があります。

実量制とは…

- ◇計量器で計量した最大使用電力（ひと月における30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大値）に基づき契約電力を決定する方式です。
- ◇各月の契約電力は、原則として、そのひと月の最大使用電力と前11か月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- ※ACL（電流制限器）または主開閉器を設置されている場合、電気のご使用はその範囲内に制限されます。
- ※契約設備電力を減少し、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかな場合において、減少日以降の契約電力は「お客さまと当社との協議によって定めた値」を用いて算定しますが、お客さまからの協議の申し出がない場合は、減設後の契約設備電力を協議値といたします。ただし、その後お客さまから協議の申し出をすることを妨げません。



【対象プラン】：電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン

高負荷率型電灯プラン

- ・契約容量：1～50kVA未満
- ・契約容量決定方法：主開閉器または負荷設備

<料金プランの特徴>

- ◆ ご使用量が非常に多く、電気を効率的に使用されるお客さま向けのプランです♪
- ◆ 基本料金は高め、電力量料金単価を低めに設定しています♪
- ◆ 電力量料金単価を2季節（夏季・その他季）2時間帯（昼間・夜間）に分けて設定しています♪

区分		単位	単価(税込)
基本料金	契約容量が10kVA以下の場合	1契約	11,192円40銭
	契約容量が10kVAをこえる場合	1kVA	1,119円24銭
電力量料金	昼間時間 [8時～22時]	夏季 (7/1～9/30)	1kWh 26円42銭
		その他季 (10/1～翌年6/30)	1kWh 23円71銭
	夜間時間 [22時～翌朝8時]	1kWh	11円87銭

※「従量電灯B、従量電灯C」には燃料費調整に上限がある一方、「電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、高負荷率型電灯プラン」には上限がないため、燃料価格が高騰した場合には、「電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、高負荷率型電灯プラン」の方が燃料費調整額が高くなる可能性があります。そのため、お客さまのご契約状況や電気のご使用量等によっては、燃料費調整額を考慮しない試算でおトクになる場合でも、「電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、高負荷率型電灯プラン」のご加入によりおトクにならない場合があります。

●お支払方法

毎月の電気料金のお支払いは、以下の4つからご選択いただけます。

① □座振替

毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。

※口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」があります。

② クレジットカード

毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

③ SMS決済

毎月お客さまのスマートフォンにお届けするSMS(ショートメッセージ)にてお支払いいただきます。

④ 振込用紙

毎月お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。

※「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。

《注意事項》

- ・「口座振替」「クレジットカード」「SMS決済」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合、電話番号変更等によりSMSの送信ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。
- ・お客さまが希望され、当社が認めた場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

●電気料金の算定方法

$$\text{電気料金} = \text{基本料金(注1)} + \left[\text{電力量料金(注2)} \pm \text{燃料費等調整額(注3)} \right] + \text{再エネ賦課金(注5)}$$

電力量料金 = 電力量料金単価(注2) × 1ヶ月のご使用量

燃料費等調整額(注3) = (燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価(注4)) × 1ヶ月のご使用量

再エネ賦課金(注5) = 再エネ賦課金単価 × 1ヶ月のご使用量

(注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

(注2) 電力量料金単価は時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている料金プランがあります。

(注3) 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細は、P7~10をご確認ください。

(注4) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられています。その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま(本土および離島)の料金に反映させるための調整単価です。

(注5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者は、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読みください）

供給条件	電気供給条件・需給契約条件・要綱
ご契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます） ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。 お客さまのご使用場所が指定区域（一般送配電事業者が設備の運用と電気の供給を一体的に実施する区域）となる場合の期間は、原則として指定区域となる日の前日までとなります。
契約更新	<p>契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。</p> <p>この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。</p>
電気供給条件・需給契約条件の変更	<p>当社は、契約期間中であっても電気供給条件・需給契約条件・要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。</p> <p>また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。変更により異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。</p>
解約に関する事項	<p>当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなおお支払われない場合や電気供給条件・需給契約条件・要綱に反した場合等には、需給契約を解約することがあります。</p>
信用情報の第三者提供	<p>料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなおお支払われない場合等には、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。</p>
需要場所への立入りのお願い	<p>一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等の際は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。</p>
書面発行手数料	<p>以下に定める書面の発行をご希望の場合、1通あたり以下の発行手数料を電気料金とあわせて申し受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気料金振込用紙 … 220円（税込） 電気ご使用量のお知らせ … 110円（ // ） □座振替結果のお知らせ … 110円（ // ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ご契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。また、他の料金プランへ変更された後1年間は、変更前のプランを適用できません。 電気事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

《ご使用の開始》

- 需給開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた需給開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- 料金は、需給開始の日から適用いたします。

《ご使用量の計量方法》

- ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーターまたは機械式（電子式）メーターのいずれかになります。
- スマートメーターの場合は、原則、自動検針（現地訪問不要）とし、ひと月の電力量は30分ごとのご使用量を合計した値といたします。
機械式（電子式）メーターの場合は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合があります。

《検針結果のお知らせ》

- 毎月の検針結果は、原則、「九電Web明細サービス」でお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- 電気料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

《工事費》

- お客さまの希望により、引込線や計量器等の取付位置を変更する場合等は、実費をご負担いただきます。
- 新設、契約容量等を増加される場合等は、配電設備の工事内容によって、工事費負担金をご負担いただく場合があります。
- ※ 原則、工事着手前に、一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

《お客さまのご協力をお願い》

- お客さまがご使用場所内の引込線や計量器等の異常または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。
なお、一般送配電事業者から委託を受けた者が、ご家庭等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。

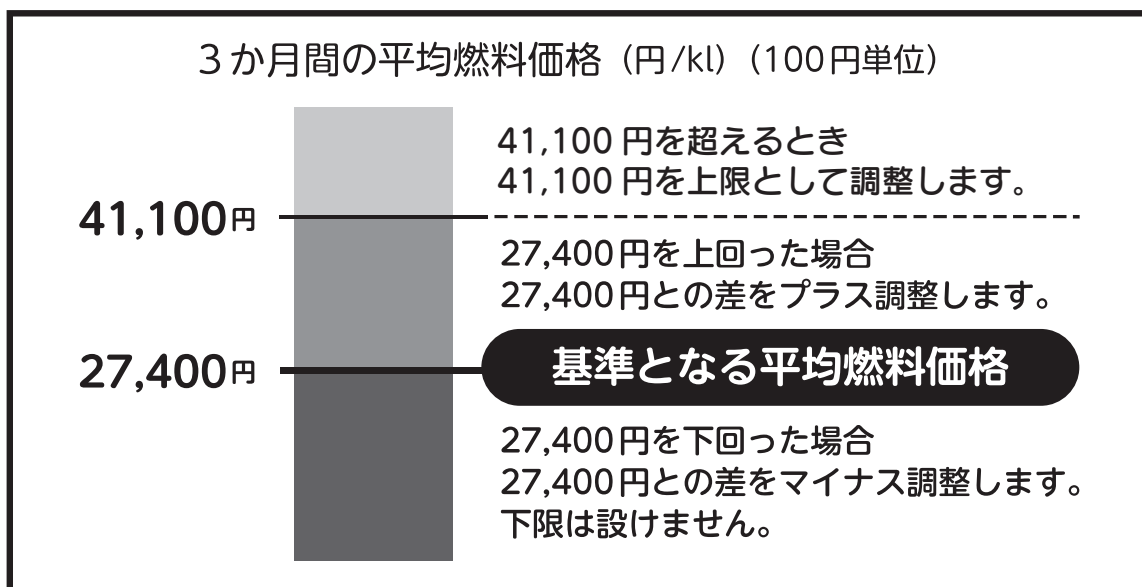
【個人情報の取扱いについて】

当社が取り扱う個人情報は、電気事業等、当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、当社および当社グループ会社の商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を実施するために必要な範囲内で利用させていただきます。

なお、個人情報の利用目的・共同利用に関する詳細は
当社ホームページ（https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html）
または最寄りの当社営業所掲示のポスター等をご覧ください。

燃料費調整制度

○火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるための制度です。3か月間の平均燃料価格が27,400円/キロリットル(2019年4月電気料金見直しの前提となっている原油換算燃料価格)から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



(注) 燃料費等調整額は毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

なお、特定小売供給約款（従量電灯・定額電灯・公衆街路灯・低圧電力など）によりご契約のお客さまは燃料費調整に上限がありますが、以下のご契約については上限の設定はございません。

【ご契約例（電気供給条件および需給契約条件のご契約）】

スマートファミリープラン、JALでんき、電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季特別電灯、スマートビジネスプラン、高負荷率型電灯プラン、低圧季特別電力プラン 等

燃料費調整単価の算定 * 小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が27,400円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{平均燃料価格}^{*1} - 27,400\text{円}) \times \frac{0.136^{*2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が27,400円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}^{*1}) \times \frac{0.136^{*2}}{1,000}$$

※1 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 0.0053

β : 0.1861

γ : 1.0757

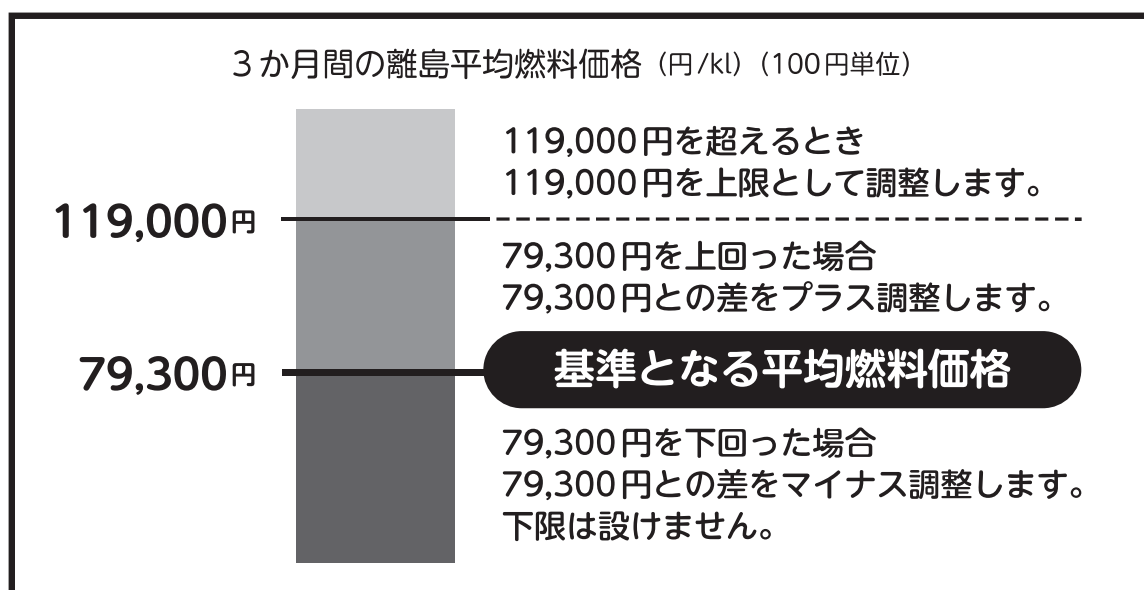
(α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数
(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値))

* 毎月の燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.136 (円/kWh) : 平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金単価への影響額
[基準単価] (当社の火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

離島ユニバーサルサービス調整制度

○一般送配電事業者は、離島のお客さまに対するユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられており、その離島供給に係る火力燃料費の変動を託送料金に反映して、すべてのお客さま（本土・離島）にご負担いただくための制度です。3か月間の離島平均燃料価格が79,300円/キロリットル（託送料金の前提となっている原油換算燃料価格）から変動した場合、その変動分に応じて電気料金を調整します。



離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 *小数点以下第3位で四捨五入

○平均燃料価格が79,300円を上回る場合・・・プラス調整

$$(\text{離島平均燃料価格}^{*1} - 79,300\text{円}) \times \frac{0.003^{*2}}{1,000}$$

○平均燃料価格が79,300円を下回る場合・・・マイナス調整

$$(79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}^{*1}) \times \frac{0.003^{*2}}{1,000}$$

※1 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A : 離島平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格

B : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格

C : 離島平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α : 1.0000

β : 0.0000

γ : 0.0000

$\left(\begin{array}{l} \alpha、\beta、\gamma \text{ は原油換算平均価格を算定するための換算係数} \\ \text{(原油換算係数と熱量構成比によって算出される一定の値)} \end{array} \right)$

* 毎月の離島ユニバーサルサービス調整単価の算定に用いる離島平均燃料価格算定期間については、当社ホームページでご確認ください。

※2 0.003 (円/kWh) : 離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の電気料金
[離島基準単価] 単価への影響額

(九州の離島における火力発電の燃料消費数量をもとに算出)

《電気料金の算定期間》

- 算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。この期間をひと月とし、需給契約ごとに当該料金プランの料金を適用して算定いたします。
- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《その他費用》

- 電気を不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し受けることがあります。
 - お客さまが、故意または過失により一般送配電事業者の電気工作物等を損傷・亡失した場合は、修理費等の金額を賠償していただきます。
 - 新設または契約容量等の増加後1年未満に、契約を解約または契約容量等を減少された場合は、その期間の料金および工事費を精算していただく場合があります。
 - 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を廃止・変更される場合は、要した費用の実費を申し受けます。
 - 支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ※ 上記費用をご請求する場合は、当社及び一般送配電事業者が指定した様式により金融機関等を通じて申し受けます。

《お申込方法》

- ご契約開始、ご契約廃止、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書により承っております。なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- 契約期間満了前に需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社にお申込みいただけます。

《送配電設備の利用等に関する事項》

- 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路・引込線とお客さまの電気設備との接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。なお、引込線や計量器等の施設場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約は90%以上、その他契約は85%以上に保持していただきます。
- 電圧または周波数が著しく変動する場合等お客さまが損害を受けるおそれがある場合および負荷の特性等によって、他のお客さまの電気の使用や当社または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合は、電気の供給を停止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気の供給を再開いたします。
なお、停止期間中の料金は、まったく電気を使用しない場合の月額料金を日割計算して、算定いたします。

《その他》

- お客さまへ供給する電圧は100Vまたは200Vとし、周波数は60Hzといたします。
- 一般送配電事業者の、供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限・中止していただくことがあります。
- 当社は、電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。（その原因が当社及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は除く）
- 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

※福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県の営業所は、九州電力から委託を受けた九電ネクストが運営しています。
 なお、宮崎県、鹿児島県の営業所は2024年7月から、九電ネクストの運営に変更となります。

●お問い合わせ先

《営業時間》月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

（お急ぎのご用件の場合は、上記時間以外でも電話を承っております）

・電話（□部分は、下表より選択ください） ※下線部分の3桁数字は地域により異なりますのでご注意ください。

0120- <u>639</u> -□□□			0120- <u>761</u> -□□□			0120- <u>879</u> -□□□	
北九州	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
小倉 451	福岡 456	唐津 465	平戸 370	中津 376	玉名 382	延岡 556	出水 562
八幡 452	福岡東 457	鳥栖 466	佐世保 371	日田 377	大津 383	日向 557	川内 563
行橋 453	福岡 458	佐賀 467	大村 372	別府 378	熊本西 384	高鍋 558	霧島 564
飯塚 454	福岡西 459	武雄 468	島原 373	大分 379	熊本東 385	宮崎 559	鹿児島 565
田川 455	福岡南 460	—	長崎 374	三重 380	宇城 386	都城 560	加世田 566
—	甘木 461	—	五島 375	佐伯 381	八代 387	日南 561	鹿屋 567
—	久留米 462	—	—	—	天草 388	—	—
—	八女 463	—	—	—	人吉 389	—	—
—	大牟田 464	—	—	—	—	—	—

・Web

営業所
お問い合わせ先



スマホ・携帯電話版

お問い合わせ先
(お便りBOX)




スマホ・携帯電話版

小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
TEL：092-761-3031（代表）



[PC・スマホ版HP] <https://www.kyuden.co.jp> [携帯電話版HP] <https://kyuden.jp>

ガス事業法に基づく当社の供給条件等の説明です。大切に保管ください。

ご契約に関する重要事項

きゅうでんガス [T]



ずっと先まで、明るくしたい。

ガスのご契約に関する重要事項

ガス事業法に基づき当社の供給条件等について、ご説明いたします。お客さまとのガス使用契約につきましては、ガス供給条件・使用契約条件・一般ガス導管事業者の定める託送供給約款の定めるところによります。詳細な内容（託送供給約款を除く）は、営業所のほか、当社ウェブサイト (<https://www.kyuden.co.jp>) でもご確認いただけます。

ガス事業法に基づき、ご契約締結時および変更時は、ご契約内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます）等によりお客さまにお知らせいたします。

また、個人情報の取り扱いについては当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/functions_privacy_index.html) をご確認ください。

1. お申込みについて

- ・ご契約の開始、ご契約解約、ご契約内容の変更、その他お申込みは、電話・インターネット・各種申込書・営業所にて承っております。なお、ご契約内容の変更の場合、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。
- ・契約期間満了前にガス使用契約の解約を希望される場合は、あらかじめ期日を定めて当社にお申込みいただけます。

2. ガス小売事業者の切替にともなう注意事項

ガス小売事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまは、切替前の小売事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が発生する場合がありますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。

- ・契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約等の場合）
- ・各社発行ポイントの失効
- ・継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
- ・過去使用量に関する切替前の小売事業者への照会不可
- ・ガス契約に付帯するサービスを受けている場合の利用不可
- ・ガス警報器をリースしている場合のリース契約の変更等

3. ご使用の開始

- ・使用開始日は、お客さまが希望される使用開始日を基準として協議させていただきます。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた使用開始日に供給できない場合は、あらためて協議させていただきます。
- ・料金は、使用開始日から適用いたします。

注）小売事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、原則、検針日を基準とします。

4. ご契約期間

- ・ご契約期間は、ご契約開始（変更）の日からその日が属する年度の末日までといたします。（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいいます。）
- ・ご契約期間満了までに解約のお申込みをされている場合は、解約日までとなります。

5. 契約更新

- ・契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。

この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。

6. 条件の変更

当社は、契約期間中であってもガス供給条件・使用契約条件を変更する場合があります。この場合、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他事項については、ご説明、書面交付、その他のお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

変更異議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。

7. 解約に関する事項

- ・当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合やガス供給条件・使用契約条件に反した場合等には、ガス使用契約を解約することがあります。

8. 信用情報の第三者提供

お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合、お客さまの氏名・住所・支払状況等の情報を当社が他の小売事業者へお知らせすることにあらかじめ同意していただきます。

ガスのご契約に関する重要事項

9. 需要場所への立入りのお願い

一般ガス導管事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等は、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

なお、当社から委託を受けた者がガス設備をご家庭等にお伺いし調査・点検を行っていますので、その際はご協力をお願いいたします。

10. 料金の算定期間

- ・前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。この期間をひと月とし、当該ガス料金プランの料金を適用して算定いたします。
- ・検針期間の日数が24日以下または36日以上となった場合やご契約開始または解約した場合で、その日から次の検針日までの期間が29日以下または36日以上となったときは、日割計算を行い、料金を算定いたします。

11. お支払方法

毎月のガス料金のお支払いは以下からご選択いただけます。

①口座振替	お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。 ※ガス料金の振替日は、毎月23日（土日祝日の場合は翌営業日）となります。
②クレジットカード	お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。
③振込用紙	お客さまに郵送させていただく振込用紙にてお支払いいただきます。 ※「口座振替」「クレジットカード」をご希望されないお客さまは「振込用紙」でのお支払いとなります。 ※ガス料金の振込用紙は、ゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアのみのお取扱いとなります。

- ・お支払い方法が「口座振替」「クレジットカード」をご希望のお客さまで、振替ができない場合やクレジットカードでのお支払いが承認されない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

12. お支払期日・延滞利息

- ・お客さまの料金の支払義務発生日は、原則検針日とし、支払期日は、原則支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- ・料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、料金に対して年10%（一日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替・クレジットカードにより支払われる場合で当社の都合により支払期日経過後に引き落とされたとき、または、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

13. ご使用量の計量方法等

- ・計量器は、機械式メーター（現地訪問）となります。
- ・ご使用量は、計量器の当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定した値といたします。
- ・毎月の検針結果は、原則、「九電Web明細サービス」でお知らせします。
- ・計量器の故障等により、ご使用量を正しく計量できなかった場合は、ご使用量を協議させていただく場合があります。

14. 工事費等

- ・ガス工事（ガスの導管やガスメーター等の設置）を要する場合は、一般ガス導管事業者等にお申込みを行っていただきます。工事費は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびガス工事約款に基づき、お客さまにご負担いただきます。
- ・お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。その検査料は、お客さまにご負担いただきます。

15. その他費用

- ・ガスを不正に使用した場合等は、お客さまから違約金を申し受けることがあります。
- ・支払期日を経過してなお料金を支払われない場合等は、供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ・お客さまの責めとなる理由により、一般ガス導管事業者が損害を受け、当社がその賠償の請求を受けたときや一般ガス導管事業者から制限・中止・解除に伴う費用の請求を受けたときは、その金額をお客さまにお支払いいただきます。
- ・上記費用をご請求する場合は、当社および一般ガス導管事業者が指定した様式により、金融機関等を通じてお支払いいただきます。

ガスのご契約に関する重要事項

16. ガス使用契約に関する事項

<ガス熱量等>

- ・当社が供給するガスの標準熱量は45メガジュール、最低熱量は44メガジュールです。
- ・ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値は2.5キロパスカル、最低値は1.0キロパスカルです。
(最高圧力をこえるガスの使用のお申込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)
- ・当社が供給するガスの属するガスグループ：13Aに適合したガス機器をご使用ください。
(燃焼速度：35～47、ウォッベ指数：52.7～57.8)

<託送供給約款の遵守事項>

- ・お客さまの敷地内に設置される内管およびガス栓等は、お客さまのご負担で設置していただき、お客さまの責任において管理していただきます。
- ・解約された場合も、ガスメーター等の供給施設を引き続き設置させていただくことがあります。
- ・お客さまが保安上取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を使用する場合等には、あらかじめ当社に連絡していただきます。
- ・お客さまの責務として、所有・占有するガス工作物に関して、ガス事業法第62条に規定される「一般ガス導管事業者の保安業務に協力すること」を遵守していただきます。
- ・その他、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款における需要家に関する事項を遵守していただきます。

<保安に対するお客さまのご協力>

- ・保安に対するお客さまの協力および責任については、ガス事業法および託送供給約款に定めるところによります。ガス漏れ等に気づかれた場合は、ガス栓を閉止し、すみやかに一般ガス導管事業者にご連絡ください。
- ・当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。
- ・当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- ・当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- ・お客さまは、当社および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

<その他>

- ・当社は、お客さまが託送供給約款におけるお客さまの協力に反した場合やガス工作物を故意または過失により損傷・亡失した場合等には、お客さまにガスの使用を制限または中止していただくことがあります。なお、解除しようとするときは、事前にお客さまと協議するものといたします。
また、一般ガス導管事業者は、災害やガス漏れによる事故の場合やその他必要だと認めた場合には、ガスの供給を制限または中止することがあります。その理由となった事実を解消したときは、すみやかに制限または中止が解除されます。
- ・当社は、お客さまのガス事故に関する情報や過去の使用量情報等について、一般ガス導管事業者から提供を受けることがあります。
- ・当社は、託送供給・保安のために必要な事項等について、一般ガス導管事業者に提供することがあります。
- ・ガス供給条件・使用契約条件に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

17. その他

- ・料金の支払状況その他によりガス使用契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
- ・当社は、あらかじめ定めた使用開始日にガスを供給できなかった場合やガスの供給の中止または使用を制限した場合等、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く)
- ・需給契約をお客さまがクーリング・オフし、または当社が解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、供給を停止されるおそれがありますので、お客さまは、当社以外の小売事業者と需給契約を締結するか、最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- ・ご契約後1年間は、原則として他の料金プランへは変更できません。

料金プラン

- ・きゅうでんガス [T] は、以下の電気料金プランとのセット契約（電気とガスが「同一需要場所」かつ「同一契約名義」に限る）となります。

＜電気料金プラン＞

電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯プラン

- ・ガス料金プランを他の料金プランに契約変更する場合、および他の料金プランからきゅうでんガス [T] に契約変更する場合には、変更後の料金プランの適用開始日は、原則として契約変更の申し出等の起因があった日のガスの検針日の翌月といたします。
- ・電気需給契約（電化でナイト・セレクト、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯プラン）が解約または変更になった場合は、ガス使用契約をきゅうでんガス（一般）へ変更させていただきます。

料 金 表

きゅうでんガス[T]

ガス使用量	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0㎡から15㎡まで	15㎡を超え30㎡まで	30㎡を超え100㎡まで	100㎡を超える場合
基本料金	913.00円	1,133.00円	1,562.00円	2,167.00円
従量料金単価(㎡あたり)	従量料金単価は、基準単位料金に原料費調整単価を加算した額となります。			
基準単位料金	246.76円	232.10円	217.80円	211.75円
原料費調整単価	原料費調整制度に基づき、毎月変動します。詳しくは当社HP等をご参照ください。			

- ・上記料金プランのガス契約にセット契約割引を適用いたします。

セット契約割引

料金表A		料金表B	料金表C	料金表D
0㎡から5㎡まで	5㎡を超え15㎡まで	15㎡を超え30㎡まで	30㎡を超え100㎡まで	100㎡を超える場合
▲100円	▲200円	▲300円	▲500円	▲700円

※ 料金単価には消費税等相当額を含みます。

※ きゅうでんガスの請求金額は、きゅうでんガスの料金から、セット契約割引額を差し引いた金額となります。

料金の算定方法

$$\begin{array}{c} \text{ガス} \\ \text{料金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{基本} \\ \text{料金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{従量料金} \\ \text{従量料金単価} \\ \text{基準} \\ \text{単位料金} \end{array} \pm \begin{array}{c} \text{原料費調整単価} \\ \text{(注1)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{ひと月の} \\ \text{ご使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{セット契約} \\ \text{割引額} \\ \text{(注2)} \end{array}$$

(注1) ガス原料（液化天然ガス・液化石油ガス）の価格変動に対応するため、原料価格の変動額をガス料金に反映させる制度です。詳細は、P18をご確認ください。

(注2) ガス料金から割引させていただきます。なお、ガス使用契約の解約月は割引いたしません。

原料費調整の考え方

原料費調整制度

都市ガスの原料となるLNG（液化天然ガス）やLPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響等により価格が変動します。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を、迅速に毎月のガス料金に反映させるために、導入されている制度です。

調整単位料金および原料費調整単価の算定

調整単位料金

- (1) 基準平均原料価格

1トン当たり、85,350円といたします。

- (2) 平均原料価格

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times 0.9423 + B \times 0.0620$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

- (3) 調整単位料金の算定

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} + (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} - (\text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}) \times \frac{0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (4) 調整単位料金の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された調整単位料金は、その平均燃料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間に使用されるガスに適用いたします。なお、各平均原料価格算定期間に対応する調整単位料金適用期間は、当社ウェブサイトでご確認ください。

原料費調整単価

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料費調整単価} = \text{調整単位料金} - \text{基準単位料金}$$

○1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料費調整単価} = \text{基準単位料金} - \text{調整単位料金}$$

【特定商取引法に基づく表記について】

(役務提供事業者について)

- 1 事業者名 九州電力株式会社
- 2 代表者 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
- 3 本社所在地 〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号：092-761-3031 (代表)
- 4 お問い合わせ先 ガス受付コールセンター (0120-879-568)

(役務の提供について)

- 1 役務の対価 きゅうでんガス [T] の料金を適用。ガス料金単価・原料費調整単価の詳細については、当社HPもしくは「ご契約に関する重要事項」を参照ください。
- 2 支払方法 口座振替・クレジットカード・振込用紙
- 3 支払期日 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
- 4 提供時期 お客さまと協議のうえ使用開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- 5 販売地域 福岡県の西部ガス都市ガス供給区域
- 6 その他
 - ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、設備の工事等が必要な場合は、ガスの契約条件等および西部ガス託送供給約款等にもとづき工事費等をご負担いただくことがございます。
 - 料金の支払状況その他によりガス使用契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
 - 使用開始日にガスを供給できなかった場合や一般ガス導管事業者による供給の停止またはガスの使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その原因が当社の責めとなる理由による場合は除く)
 - ガスの性質上、返品はできません。
 - その他、上記に記載のない事項については、ガスの契約条件等を参照ください。

お問い合わせ先

ガス受付コールセンター **0120-879-568**

[受付時間] 月曜日～金曜日(休日を除く)の9時～17時

九州電力株式会社

住 所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

T E L：092-761-3031 (代表)

H P：https://www.kyuden.co.jp

ガス小売事業者登録番号 A0004

※上記時間外で、緊急のご用件の場合は、以下にご連絡ください。

【ガス漏れ等、緊急連絡先】

西部ガスの専用ダイヤル

[福岡：092-631-0919 北九州：093-592-0919]

【ガス機器故障、その他お問い合わせ】

九州電力コールセンター

[0120-879-569]

あなたに、もっと、プラスを。

